

西口拓子博士学位申請論文の審査及び最終試験の結果

審査委員（主査）

西口拓子

谷川道子



論文の概要

グリム兄弟による『子どもと家庭のための昔話集 Kinder- und Hausmärchen』(以下『昔話集』)は、一方で昔話 (Märchen) の忠実な収集に先鞭をつけたとして高く評価されながら、他方でその後の民俗学の発展において、グリム兄弟が採話に改版の過程で「加筆」していくという理由で民話としての「信憑性」がないという批判を浴び、「民話 Volksmärchen」と「創作昔話 Kunstmärchen」という両極のカテゴリーには収まりきらないものとみなされるようになった。西口拓子氏の博士学位申請論文「グリム『昔話集』——グリムの加筆と「神話」へのまなざし」は、第1にその「加筆」の実態を精密に分析しながら、むしろそれにもかかわらずこれまで考察されてこなかった「加筆されなかつた」点に注目し、第2にそこから個々の具体的な関連の指摘において昔話を「神話」の残滓と見なしていたグリム兄弟の昔話観をうかびあがらせつつ、その上で第3に、他の同時代の昔話(集)と比較考察することによって、グリム『昔話集』の独自な位置を見定めようとするものである。

論文の内容

全体は三部構成になっており、『昔話集』書き換え実例集(索引付)が別冊資料集として付けられ、あわせて約350頁(400字詰め換算で1400枚)におよぶ大部なものである。

「はじめに」ではまず、本論文の問題意識と全体の構成が述べられ、書きかえられたものを考察し、そのあとで書きかえられていない側面を考えることによって、グリム兄弟の昔話観が浮き彫りにされ、グリム兄弟が行った研究の包括的考察の重要性が強調される。

第I部の「書きかえられた『昔話集』」においては、第1章で当時の社会事情や出版事情なども踏まえながら『昔話集』の採話から成立事情、改版の歴史を論じつつ、第2章で初版(1812/1815)から第七版(1857)までの版において、どこがどのように書き変えられていったかの実態を、克明に分析・カテゴリー化しながら浮かび上がらせていく。日本では殆ど言及されてこなかった文献をも参照し、かつゲッティンゲン昔話百科事典編纂所の未刊行資料にまであたりながらのその「加筆」に関する具体的で包括的な分析は、これまでになかったものであり、別冊の資料集も含めて、今後の『昔話集』研究の礎石になるものとしても役に立つ有意義なものと思う。その上で第3章において、ことに19世紀中葉という時代に即して子ども向きの本として加筆されたとされる原理にもかかわらず、たとえ残酷で不道徳であっても「書きかえられなかつた」ものが数多く残されていることに西口氏はむしろ注目し、そこにグリム兄弟の「神話」観が反映しているのではないかという仮説を立てる。

第II部の『昔話集』に秘められた「神話」的なものにおいては、グリム兄弟が「神話」の残滓と見なしていた『昔話集』の個々の話における「神話的なもの」との関連を、具体的に参照された文献にあたりながら比較対照しつつ、その「書きかえられなかつた」根拠を考察していく。第1章で、『昔話集』に付けられた『注釈篇』や『ドイツ神話学』での記述などを詳しく参照しながら、古代ゲルマン神話、『エッダ』やサガ、『ゲルマーニア』、さらには中世叙事詩や16世紀「笑話」、「民衆本」から、のみならず第2章での古代ギリシアからペルシア、インドなどのヨーロッパ圏を超えるものまで、グリム兄弟が非常にさ

さいなことにまで「神話」を見出していたことをひとつづつ丹念に具体例をあげながら明らかにしつつ、第3章で、『昔話集』の編纂に反映しているそういったグリム兄弟の「神話」観を探っていく。たとえ残酷や不道徳であっても、そういう伝承された「古いもの」との関連が見出せるものには、グリム兄弟は手を加えたり、改作したりすることはしなかった。

「書きかえられなかった」ものが逆に、『昔話集』における「神話的なもの」の残滓を証明しているのではないか、それは「これまできちんと議論されてこなかった」点ではないかと、西口氏は指摘する。

第Ⅲ部の「昔話の系譜の中のグリム『昔話集』」においてはさらに、第1章で「昔話集」の嚆矢と言われるイタリアのストラパローラとそれに続くバジーレ、フランスのペローやオーノワ夫人、ドイツのムゼーウスやA・L・グリム、ハウフ、ベヒュタイン、ティーエ、E・T・A・ホフマン、デンマークのアンデルセンらが集めた（あるいは創作した）17世紀から18世紀にかけての昔話集と、「加筆／非加筆」という点からのグリム『昔話集』の比較を行ない、第2章ではとくに第Ⅱ部の子供向きの本としての比較という側面から見ても「書きかえられなかった」論点と重ねつつ、他の「昔話集」に照らし合わせてのグリム兄弟の『昔話集』の独自性の考察がなされている。これもその包括さにおいては、同様にこれまで例のなかった初めての試みであろう。そういう比較によっても「民話Volksmärchen」か「創作昔話Kunstmärchen」かという問題がさらに論じられ、グリム兄弟による『昔話集』が、完全なる意味での伝承昔話ではないにしても、リューティに従って「本になった昔話Buchmärchen」として位置付けられることとなる。グリム『昔話集』は残酷であるとよく言われるが、それは伝承されたものを残すためのものであり、決してグリム兄弟の創作ではなかったという主張には説得力がある。残酷な描写においてもかならず、グリム兄弟の場合は『ドイツ神話学』ないしは『ドイツ法故事誌』にその根柢があるのだ。「グリム兄弟の編纂方法には、時代的にも地理的にも広く受け継がれているものをドイツ（ゲルマン）の伝承の中に見つけ出し、それを残していく、という意思が感じられる」というのは、大切な指摘であろう。

「おわりに」においては、グリム兄弟の多岐にわたる研究は互いに関連し合うものと考えられていたので、その包括的な仕事の全体を視野に入れるような研究によって、『昔話集』の新たな一面がさらに明らかとなる可能性があるという、今後の課題がおさえられている。

論文の評価

審査には、本学から沓掛良彦、亀山郁夫、谷川道子の他に、学外からグリム研究の専門家である宇都宮大学名誉教授の橋本孝、昔話（メルヘン）研究の専門家である慶應義塾大学名誉教授の宮下啓三の両氏にも加わっていただいた。審査委員諸氏からは、以下のよ

うな意見と評価が出された。

グリム『昔話集』は広く世界に流布しているとは言っても、その研究が本格的になつたのは生誕200年の1985年頃からで、1998年からやっとグリム兄弟の膨大な仕事を網羅する50巻にもおよぶ予定の全集（カッセル版）が公刊され始めた（完成は50年後という）。グリム『昔話集』の「書き換え」に関してもすでにさまざまな言及がなされてはいるものの「加筆／非加筆」を軸とした、しかも『注釈篇』や『ドイツ神話学』、ひいては『ドイツ法故事誌』などのグリム兄弟の仕事にまで視点を拓きながらの、こうした「神話的なものの残滓」という観点からのグリム『昔話集』の独自な位置についての包括的な研究は、何よりいまだなされてこなかつた領域であると言える。何より具体的な文

献にあたりながら、丹念かつ誠実に実証と分析を重ねたその仕事は、今後のグリム『昔話集』研究に役立つ有意義なものであり、かつその礎石になるものとしても、文字通りの労作であると評価された。

具体的にはまず第1に、日本ではこれまで殆ど言及されてこなかったフランス語のトネラの文献やフライタークの博士論文などまで参照しつつ、かつゲッティンゲン昔話百科事典編纂所の各改版の未刊行資料にまであたりながら、その誤りをも指摘し、「加筆／非加筆」の実態を丹念・綿密に分析・カテゴリー化した考察は、グリム『昔話集』の全索引付の別冊の資料集も含めて、資料的価値にも富み、今後のグリム『昔話集』研究にとって不可欠の礎石になるものとして役立つ、有意義なものである。

第2に、何故どう「書きかえられたのか」という詳細な考察の後で、それでもなお「書きかえられなかつた」ものが多く残っているのは何故なのかという点にむしろ注目して、その疑問から、それが昔話を「神話的なもの」の残滓と見なしていたグリム兄弟の「昔話観」と関係があるのではないかという仮説を立て、グリム兄弟が『昔話集』との関連を認めた世界各地の神話の事例を逐一考察して行くという着想は面白いし、きわめて独自な知的冒険でもある。これまで『昔話集』は昔話（メルヘン／メールヒエン）の範囲でのみ語られ研究されることが多く、こういう『昔話集』に付けられた『注釈篇』や『ドイツ神話学』、ひいては『ドイツ法故事誌』などのグリム兄弟の仕事にまで視点を拓きながらの『昔話集』における「神話的なもの」の残滓の比較考察は、個別的な比較考察は皆無ではなかつたとはい（たとえば「いばら姫」と『エッダ』の関係とか）、ここまで包括的に指摘したもののは、本論文がおそらく初めてであろう。

それは、そういった『昔話集』の独自性を、ストラパローラとそれに続くバジーレ、フランスのペローやオーノワ夫人、ドイツのムゼーウスや A・L・グリム、ハウフ、ベヒュタイン、ティーク、E・T・A・ホフマン、デンマークのアンデルセンまでの「昔話の系譜」において比較考察した第Ⅲ部の、その網羅性・包括さという点においても同様である。

全体として、「加筆／非加筆」を軸、あるいは一本の赤い糸にして、グリム兄弟による「加筆／非加筆」の実態と、「神話的なもの」との関連、「昔話の系譜における位置」という三つの観点からトライアングル的にさらに一本の太い縄を編うように、「壮大な手仕事」という審査委員の評もあったが、知的冒険でありながら丹念な実証的考察を粘り強く重ねて、いわばグリム『昔話集』の独自性への新たな視角としての百科事典のような壮大なパノラマを創り出し得ている。資料的価値においても、今後のグリム『昔話集』研究において無視することのできない視角を実証的に打ち出したという点においても、意義深い博士論文と言える。

ただ、そういう網羅的・包括的であるという特徴が、西口氏の街いのない率直な文章と相俟って、逆から見れば、それぞれの個々の点における分析・考察の深さという点においてはいささか物足りないという印象を与えるものとなつていて、いくつかの疑問点も提起された。

何故どう「書きかえられたのか」という詳細な考察の後で、それでもなお「書きかえられなかつた」ものが多く残っているのは何故なのかという疑問から、「オリジナル」とは何かとか、それが昔話を「神話的なもの」の残滓と見なしていたグリム兄弟の「昔話観」と関係があるのではないか、という仮説を立てて、グリム兄弟が『昔話集』との関連を認めた世界各地の神話の事例を考察して行くという着想は卓見なのだが、「書きかえられなかつたこと」が「神話」の証明であるという論理の逆転を生じさせているのではないか、神

話について言及するならば、予備的手続きとしてまず「神話」とは何かという概念規定を論じ、かつグリム兄弟の考えていた「神話」とはいかなるものを指すのかという、グリムの神話把握の方法・特質についてももっと説明しておく必要があったのではないか、さらにはグリムのそうした神話観の是非をめぐる議論が手薄であり、この論文が現代的な意味を持ち得るには、その点での議論が踏まえられていなければならなかつたのではないか、といった疑義である。

それは、グリム兄弟が「神話 Mythos」をゲルマン神話に限定することなく、インド・ヨーロッパという共通の源が想定される域内に現れている伝承のつらなりも含めた広い射程で捉え、「昔話 Märchen／民話 Volksmärchen」をその「神話の残滓」とみなしていたという点が、当時において、研究史において、あるいは現代からみて、民俗学的、神話学的、文化人類学的、社会思想史的にどう位置付けられ得るのか（現在ではもう通用しないと簡単に言い切れるものなのか）、という問題でもあろう。また、ヤーコプの『ドイツ法故事誌』の刑罰の章には『昔話集』の中のいくつかの罰を参照するようにとの指示がなされていて、グリム兄弟が昔話の中に古代の刑罰の名残りさえも見出していたという指摘もあり、西口氏自身が指摘しているその方向をさらに深めていけば、グリム兄弟が作家／創作者ではなく、近代的な意味での専門に分化されていく“前の”学問の総体的な人文学の学者／研究者であったことが『昔話集』の編纂にも反映していた、ということのもっていた／あるいは現代においてこそもっているかもしれない意味がもっと鮮明に浮かび上がってきたであろうし、「グリムというジャンル」(Gattung Grimm) という独自の呼び方を「昔話 Märchen」研究史において歴史哲学的に一層深めて展開させる、画期的な論文にもなったことだろう。それは、西口拓子氏が「終わりに」で言及している、今後の研究方向とも関連することであろうが。

最終審査の結論

とはいって、グリム兄弟の『昔話集』を「加筆／非加筆」という観点からここまで具体的かつ網羅的に読み解いて、グリム兄弟の仕事とグリム研究の現状に即しつつ、そこから昔話を「神話」の残滓と見なしていたグリム兄弟の昔話観との関連をうかびあがらせ、その上で他の同時代の昔話（集）と比較考察し、グリム『昔話集』の独自な位置を見定めようとした点は、その独自性と包括さにおいてこれまで類例のない画期的なものであるとともに、今後のグリム『昔話集』の研究にとっても新たな礎石となるものとして、またドイツ語圏を超えた他の外国の昔話文学研究者にとっても役に立つものとして、課程博士論文としては労作であり、評価できるものである。グリム兄弟に倣ってとでも言おうか、労を重ねた実証的・分析的な西口氏の粘り強い研究姿勢は、研究者にとって必要不可欠な資質であり、今後の一層の飛躍を培っていくものであろう。口述審査で指摘された上記の点は西口氏自身も自覚していることであり、理論化の前に実証的にそれらを浮かび上がらせる作業を優先させた、ということでもあったのだろうが、随所に理論化への萌芽のようなものは垣間見得るだけに、もう少しそれらを深めた考察を加えていけば、もっと説得力のある論文となっていったであろう。だが、刊行に際しても今後の研究においても、さらに上記のような点を深めていくことによって、グリム研究と「昔話」研究において貢献していく有為の研究者になっていくものと十分に判断・期待できるものである。

本審査委員会は、課程博士論文としての資格要件は十分に満たしていると言う点で評価は一致し、西口拓子氏に博士（文学）の学位を認定するのが妥当であるという結論を得た。